

告示

埼玉県告示第千二百三十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

高根ゴルフ場特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

県道ときがわ熊谷線と滑川町道二百九号線との接点を起点とし、同県道を南へ進み、滑川町道千四百九十二号線との接点に至り、同町道を南西に進み、滑川町道百二十号線との交点に至り、同町道を南西に進み、滑川町道千二百十二号線との接点に至り、同町道を南西に進み、滑川町道二百四線との接点に至り、同町道を北西に進み、滑川町道千二百七十七号線との交点に至り、同町道を北西に進み、滑川町道二百五号線との交点に至り、同町道を南西に進み、高根ゴルフ場敷地の接点に至り、同敷地の境界を北へ進み、滑川町道百三十一号線との接点に至り、同町道を北へ進み、滑川町道二百九号線との交点に至り、同町道を南へ進み、起点に至る線で囲まれた区域及び高根ゴルフ場区域の一円。（面積二百三十四・三ヘクタール）

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器